

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 1 月 22 日（金）第3180号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（6件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 5
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5
- 土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 10

公 告

- 落札者等の公告（情報政策課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年 1 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年4月25日鹿児島県告示第765号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年 1 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月3日農林水産省告示第1594号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年7月10日農林水産省告示第900号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町柵野字二ツ山1484番1, 1493番1, 1493番2, 字櫻ヶ葉山1552番2, 字笹段1649番1, 泊野字下川平4834番1, 4834番4, 4834番5, 4834番7, 4834番8, 4835番2, 4841番, 4842番, 4896番1, 4896番2, 4898番1, 4898番3, 4899番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
始良郡湧水町幸田字山下2145番7，字谷口2155番4，字除ヶ場2168番15，2168番20，字小瀬口2176番15，字茸江2207番，字猪野2208番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿屋市吾平町麓字東大川内5693番1，5693番8，字杖立原5722番，5727番1，5727番2，5727番4から5727番6まで（以上3筆国有林），字永岡5752番，5757番，5758番イ，輝北町上百引字ホキ頭242番2，243番3，243番6，244番2，245番2，250番6，251番2，字鳥越迫567番1から567番4まで，字後ヶ谷972番から974番まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市大隅町須田木字八反791番1，791番2，792番2，793番15，大隅町月野字出水9350

番, 9351番2, 字樋掛田10399番3, 字出水平10400番2, 末吉町深川字堀ノ内9213番5, 9213番6, 末吉町南之郷字苜木原6175番1, 6192番2, 字榎田8352番4, 8358番

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社優心訪問看護ステーション優心	鹿屋市大浦町14028-4	株式会社優心	鹿屋市大浦町14028-4	立山まゆみ	平成27年12月1日	訪問看護
デイサービス恵顔の泉	垂水市新城955番地2	株式会社湧愛会	垂水市新城732番地1	松川 弘典	平成27年12月11日	通所介護
有限会社三井・メディックス国分営業所	霧島市国分清水一丁目14番17号	有限会社三井・メディックス	鹿屋市上祓川町8469番地1	諏訪原也寸志	平成28年1月1日	福祉用具貸与
有限会社三井・メディックス国分営業所	霧島市国分清水一丁目14番17号	有限会社三井・メディックス	鹿屋市上祓川町8469番地1	諏訪原也寸志	平成28年1月1日	特定福祉用具販売
ヘルパーステーションみんなの樹	志布志市志布志町安楽2323番地	株式会社みんなの樹	志布志市志布志町安楽2223番地3	鬼塚 大作	平成28年1月4日	訪問介護
訪問介護みのり	霧島市牧園町宿窪田169番地45	有限会社みのり	霧島市牧園町宿窪田169番地22	高田美智子	平成28年1月7日	訪問介護
デイ・アシストあすなる	鹿屋市寿八丁目2番23号	合同会社アップライド	鹿屋市寿八丁目2番23号	吉永 一博	平成28年1月7日	通所介護

鹿児島県告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

居宅介護支援事業所輝きサポートきらきら	薩摩川内市若松町5番8号	株式会社ウェルスター	薩摩川内市大小路町22番3号ゆめピアビル1F	永山ゆかり	平成28年1月13日	居宅介護支援
---------------------	--------------	------------	------------------------	-------	------------	--------

鹿児島県告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社優心訪問看護ステーション優心	鹿屋市大浦町14028-4	株式会社優心	鹿屋市大浦町14028-4	立山まゆみ	平成27年12月1日	介護予防訪問看護
デイサービス恵顔の泉	垂水市新城955番地2	株式会社湧愛会	垂水市新城732番地1	松川 弘典	平成27年12月11日	介護予防通所介護
有限会社三井・メディックス国分営業所	霧島市国分清水一丁目14番17号	有限会社三井・メディックス	鹿屋市上祇川町8469番地1	諏訪原也寸志	平成28年1月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社三井・メディックス国分営業所	霧島市国分清水一丁目14番17号	有限会社三井・メディックス	鹿屋市上祇川町8469番地1	諏訪原也寸志	平成28年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
ヘルパーステーションみんなの樹	志布志市志布志町安楽2323番地	株式会社みんなの樹	志布志市志布志町安楽2223番地3	鬼塚 大作	平成28年1月4日	介護予防訪問介護
訪問介護みのり	霧島市牧園町宿窪田169番地45	有限会社みのり	霧島市牧園町宿窪田169番地22	高田美智子	平成28年1月7日	介護予防訪問介護
デイ・アシストあすなろ	鹿屋市寿八丁目2番23号	合同会社アップライド	鹿屋市寿八丁目2番23号	吉永 一博	平成28年1月7日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
つるだ薬局	薩摩郡さつま町湯田2073番地36	平成27年12月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（1級水準測量）
- 2 作業の期間 平成28年1月6日から同年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市平之町，西千石町，照国町，泉町，住吉町，城南町，新屋敷町，千日町，加治屋町，中央町，上荒田町，山下町，高麗町，荒田一丁目，下荒田一

丁目，下荒田三丁目，下荒田四丁目，鴨池一丁目及び郡元町の各地内

鹿児島県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・山中2，急・山中3，急・原13，急・原14，急・山中4，急・原15，急・原16，急・上野久平1，急・上野久平2，急・原17，急・原18，急・原19，急・原20，急・原21，急・上段後1，急・原22，急・上段後2，急・新開2，急・新開3，急・新開4，急・上野久平3，急・上野久平4，急・上段前1，急・原23，急・上野久平5，急・武田6，急・宇都10，急・新開1，急・上段前2，急・上段後3，急・上段前3，急・上段後4，急・上段後5，急・上段後6，急・阿母1，急・阿母2，急・阿母3，急・阿母4，急・阿母5，急・阿母6，急・野下1，急・野下2，急・野下3，急・野下4，急・野下5，急・野下6，急・阿母7，急・宇都11，急・野下16，急・上段後7，急・向湯9，急・向湯2，急・矢筈野3，急・矢筈野4，急・野下7，急・野下8，急・野下9，急・野下10，急・野下11，急・野下12，急・野下13，急・野下14，急・野下15，急・上牛鼻1，急・上牛鼻2，急・上牛鼻3，急・上牛鼻4，急・上牛鼻5，急・上牛鼻6，急・野下17，急・向湯6，急・向湯7，急・下牛鼻1，急・下牛鼻2，急・下牛鼻3，急・下牛鼻4，急・下牛鼻5，急・下牛鼻6，急・下牛鼻7，急・下牛鼻8，急・下牛鼻9，急・下牛鼻10，急・下牛鼻11，急・下牛鼻12，急・下牛鼻13，急・新開5，急・新開6，急・新開7，急・新開8，急・笹原4，急・向湯3，急・向湯4，急・向湯5，急・笹原1，急・笹原2，急・笹原3，急・藤本1，急・藤本2，急・藤本3，急・藤本4，急・菖蒲ヶ段1，急・藤本5，急・藤本6，急・藤本7，急・藤本8，急・藤本9，急・藤本10，急・藤本11，急・藤本12，急・藤本13，急・藤本14，急・菖蒲ヶ段2，急・向湯8，急・武田2，急・武田3，急・武田4，急・武田5，急・藤本15，急・藤本16，急・藤本17，急・藤本18，急・藤本19，急・藤本20，急・大平4，急・藤本21，急・大平5，急・藤本22，急・藤本23，急・藤本24，急・藤本25，急・大平6，急・藤本26，急・武田1，急・城ヶ原1，急・向江原1，急・向江原2，急・大塚1，急・大塚2，急・大塚3，急・大塚4，急・大塚5，急・大塚6，急・向江園1，急・南瀬下1，急・南瀬下2，急・向江園2，急・大塚8，急・大塚9，急・市比野1，急・市比野2，急・市比野3，急・市比野4，急・市比野5，急・市比野6，急・市比野7，急・市比野8，急・市比野9，急・市比野10，急・市比野11，急・南瀬1，急・南瀬2，急

		・南瀬3, 急・南瀬4, 急・南瀬5, 急・南瀬6, 急・南瀬7, 急・南瀬8, 急・南瀬9, 急・南瀬10, 急・南瀬11, 急・笹野1, 急・笹野2, 急・笹野3, 急・山之口12, 急・山之口13, 急・山之口14, 急・山之口15, 急・向江園3, 急・向江園4, 急・向江園5, 急・城ヶ原2, 急・城ヶ原3, 急・大塚7, 急・向江園6及び急・向江園7
土石流	薩摩川内市	土・原5, 土・原6, 土・城後1, 土・城後2, 土・上野久平1, 土・山中5, 土・山中6, 土・山中7, 土・宇都5, 土・城後3, 土・原7, 土・宇都3, 土・宇都4, 土・宇都6, 土・宇都7, 土・新開1, 土・新開2, 土・上野久平2, 土・上野久平3, 土・上野久平4, 土・上野久平5, 土・上段前1, 土・上段前2, 土・上段前3, 土・上段前4, 土・上段前5, 土・上段前6, 土・阿母1, 土・阿母6, 土・阿母7, 土・新開3, 土・上段前7, 土・上野下1, 土・上野下2, 土・上野下3, 土・上野下4, 土・阿母2, 土・阿母3, 土・阿母4, 土・阿母5, 土・草木段1, 土・上牛鼻1, 土・上牛鼻2, 土・下牛鼻1, 土・下牛鼻2, 土・下牛鼻3, 土・野下1, 土・野下2, 土・野下3, 土・野下4, 土・野下5, 土・野下6, 土・野下7, 土・野下8, 土・牛鼻1, 土・牛鼻2, 土・野下9, 土・野下10, 土・藤本1, 土・藤本2, 土・藤本3, 土・藤本4, 土・藤本5, 土・藤本6, 土・藤本7, 土・藤本8, 土・藤本9, 土・藤本10, 土・藤本11, 土・大平5, 土・大平6, 土・大平7, 土・山田下1, 土・山田下2, 土・山田下3, 土・山田下4, 土・新田4, 土・田尾1, 土・新田5, 土・山田下5, 土・山田下6, 土・笹野1, 土・笹野2, 土・笹野3, 土・笹野4, 土・山田2, 土・山田3, 土・山田4, 土・山田5, 土・山田6, 土・山田7, 土・山田8, 土・山田9, 土・内野1, 土・山田中1, 土・内野2, 土・山田中2, 土・古里1, 土・古里2, 土・古里3, 土・古里4, 土・古里5, 土・内野3, 土・山田中3, 土・古里10, 土・古里9, 土・古里7, 土・古里6及び土・古里8

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・山中2, 急・山中3, 急・原13, 急・原14, 急・山中4, 急・原15, 急・原16, 急・上野久平1, 急・上野久平2, 急・原17, 急・原18, 急・原19, 急・原20, 急・原21, 急・上段後1, 急・原22, 急・上段後2, 急・新開2, 急

		<p>・新開3, 急・新開4, 急・上野久平3, 急・上野久平4, 急・上段前1, 急・原23, 急・上野久平5, 急・武田6, 急・宇都10, 急・新開1, 急・上段前2, 急・上段後3, 急・上段前3, 急・上段後4, 急・上段後5, 急・上段後6, 急・阿母1, 急・阿母2, 急・阿母3, 急・阿母4, 急・阿母5, 急・阿母6, 急・野下1, 急・野下2, 急・野下3, 急・野下4, 急・野下5, 急・野下6, 急・阿母7, 急・宇都11, 急・野下16, 急・上段後7, 急・向湯9, 急・向湯2, 急・矢筈野3, 急・矢筈野4, 急・野下7, 急・野下8, 急・野下9, 急・野下10, 急・野下11, 急・野下12, 急・野下13, 急・野下14, 急・野下15, 急・上牛鼻1, 急・上牛鼻2, 急・上牛鼻3, 急・上牛鼻4, 急・上牛鼻5, 急・上牛鼻6, 急・野下17, 急・向湯6, 急・向湯7, 急・下牛鼻1, 急・下牛鼻2, 急・下牛鼻3, 急・下牛鼻4, 急・下牛鼻5, 急・下牛鼻6, 急・下牛鼻7, 急・下牛鼻8, 急・下牛鼻9, 急・下牛鼻10, 急・下牛鼻11, 急・下牛鼻12, 急・下牛鼻13, 急・新開5, 急・新開6, 急・新開7, 急・新開8, 急・笹原4, 急・向湯3, 急・向湯4, 急・向湯5, 急・笹原1, 急・笹原2, 急・笹原3, 急・藤本1, 急・藤本2, 急・藤本3, 急・藤本4, 急・菖蒲ヶ段1, 急・藤本5, 急・藤本6, 急・藤本7, 急・藤本8, 急・藤本9, 急・藤本10, 急・藤本11, 急・藤本12, 急・藤本13, 急・藤本14, 急・菖蒲ヶ段2, 急・向湯8, 急・武田2, 急・武田3, 急・武田4, 急・武田5, 急・藤本15, 急・藤本16, 急・藤本17, 急・藤本18, 急・藤本19, 急・藤本20, 急・大平4, 急・藤本21, 急・大平5, 急・藤本22, 急・藤本23, 急・藤本24, 急・藤本25, 急・大平6, 急・藤本26, 急・武田1, 急・城ヶ原1, 急・向江原1, 急・向江原2, 急・大塚1, 急・大塚2, 急・大塚3, 急・大塚4, 急・大塚5, 急・大塚6, 急・向江園1, 急・南瀬下1, 急・南瀬下2, 急・向江園2, 急・大塚8, 急・市比野1, 急・市比野2, 急・市比野3, 急・市比野4, 急・市比野5, 急・市比野6, 急・市比野7, 急・市比野8, 急・市比野9, 急・市比野10, 急・市比野11, 急・南瀬1, 急・南瀬2, 急・南瀬3, 急・南瀬4, 急・南瀬5, 急・南瀬6, 急・南瀬7, 急・南瀬8, 急・南瀬9, 急・南瀬10, 急・南瀬11, 急・笹野1, 急・笹野2, 急・笹野3, 急・山之口12, 急・山之口13, 急・山之口14, 急・山之口15, 急・向江園3, 急・向江園4, 急・向江園5, 急・城ヶ原2, 急・城ヶ原3, 急・大塚7, 急・向江園6及び急・向江園7</p>
土石流	薩摩川内市	<p>土・原5, 土・原6, 土・城後1, 土・城後2, 土・上野久平1, 土・山中5, 土・山中6, 土・城後3, 土・宇都3, 土・宇都6, 土・新開1, 土・新開2, 土・上野久平2, 土・上野久平3, 土・上野久平4, 土・上段前1, 土・上段前3, 土・上段前4, 土・上段前5, 土・上段前6, 土・阿母1, 土・阿母6, 土・阿母7, 土・新開3, 土・上野下1, 土・上野下2, 土・上野下3, 土・上野下4, 土・阿母2, 土・阿母3, 土・阿母4, 土・阿母5, 土・草木段1, 土・上牛鼻1, 土・上牛鼻2, 土・下牛鼻1,</p>

	土・下牛鼻2，土・下牛鼻3，土・野下1，土・野下3，土・野下5，土・野下6，土・野下8，土・牛鼻2，土・野下9，土・野下10，土・藤本2，土・藤本6，土・藤本7，土・藤本9，土・藤本10，土・藤本11，土・大平5，土・大平6，土・大平7，土・山田下1，土・山田下2，土・山田下3，土・山田下4，土・新田4，土・田尾1，土・新田5，土・山田下5，土・山田下6，土・笹野2，土・笹野3，土・笹野4，土・山田2，土・山田3，土・山田4，土・山田5，土・山田6，土・山田7，土・山田9，土・内野1，土・山田中1，土・内野2，土・山田中2，土・古里2，土・古里3，土・古里4，土・古里5，土・内野3，土・山田中3，土・古里10，土・古里7及び土・古里6
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・田代1，急・田代2，急・切通1，急・切通2，急・阿邪里1，急・帯野1，急・帯野2，急・帯野3，急・炭山谷1，急・炭山谷2，急・中野1，急・中野2，急・帯野4，急・帯野5，急・帯野6，急・帯野7，急・田代3，急・杵比野1，急・峽ヶ山1，急・中野3及び急・中野4
土石流	曾於市	土・田代1，土・田代2，土・切通1，土・切通2，土・炭山谷1及び土・炭山谷2

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により，次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・田代1，急・田代2，急・切通1，急・切通2，急・阿邪里1，急・帯野1，急・帯野2，急・帯野3，急・炭山谷1，急・炭山谷2，急・中野1，急・中野2，急・帯野4，急・帯野5，急・帯野6，急・帯野7，急・田代3，急・杵比野1，急・峽ヶ山1，急・中野3及び急・中野4

土石流	曾於市	土・田代1，土・切通1，土・炭山谷1及び土・炭山谷2
-----	-----	----------------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年1月22日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
さくらじまコア ラ	肝属郡南大隅町 根占川北24番地 14	特定非営利活動 法人さくらじま コアラ	肝属郡南大隅町 根占川北24番地 14	松元 直孝	平成28年 1月1日	同行援護

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年1月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ仮想化機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
J A三井リース株式会社九州第三部
福岡市博多区下川端町2番1号
- 5 落札金額
213,476,472円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年11月10日